

訓 令 名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則	個人情報の保護に関する法律の改正及び奈良県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。	1 個人情報の保護に関する法律の改正及び奈良県個人情報保護条例の廃止に伴う所要の改正を行う。 <p style="text-align: right;">(第9条関係)</p> 2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。

奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年三月奈良県教育委員会規則第十二号）の一部を次のとおり改正する。

第九条第一項第五号中「奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第十二条」を「個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条」に改め、同号中「同条例第十八条」を「同法第八十二条」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>（保存期間の延長）</p> <p>第九条 次に掲げる行政文書については、前条の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条の規定による開示の請求があつたもの 同法第八十二条第一項又は第二項の決定の日の翌日から起算して一年間</p>	<p>（保存期間の延長）</p> <p>第九条 次に掲げる行政文書については、前条の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第十二条の規定による開示の請求があつたもの 同条例第十八条第一項又は第二項の決定の日の翌日から起算して一年間</p>